

2021-09-24 : 令和3年第3回定例会（第4日目） 本文

○たいら行雄君 皆さん、おはようございます。

私は、日本共産党県議団として、県政及び県民生活に直接関わる問題について質問させていただきます。

なお、先日の代表質問と重複する内容もありますが、通告どおりに質問を行うことを御了承ください。

初めに、新型コロナウイルス感染防止対策について伺います。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、現在入院中の皆様の一刻も早い御回復をお祈りいたします。

さて、本県においては、八月初旬から新規感染者が爆発的に増加し、感染拡大の警戒基準もステージⅣの最高レベルに引き上げられました。その後、八月十九日には新規感染者が過去最多の二百五十一名に達し、最大確保病床使用率も八〇%に近い状況となりました。これまで、新型コロナ感染者の治療や感染拡大防止のために日夜をたがわず全力で取り組んでこられた医療従事者、保健所職員や県職員の皆様、そして全てのエッセンシャルワーカーの皆様、心から感謝申し上げます。

現時点においては、新規感染者数が一桁台で推移しているものの、県独自の緊急事態宣言と国のまん延防止等重点措置が継続中であることに併せて、デルタ株のまん延等により、若い世代への感染拡大が懸念されており、予断を許さない状況が続いています。

こうした中、学校では二学期の授業が始まり、学校内での新型コロナウイルスの感染拡大が心配されることから、各学校においては、感染拡大を防止するための様々な努力が行われています。

県が所管する県立学校や特別支援学校においても、児童生徒の学びを保障しつつ、感染を防止していくことが求められますが、現状においては、国のガイドラインに基づく抗原検査キットの配布は行われているものの、有症状者を検査対象とするものであり、予防的観点からの対応とはなっていません。

そこで伺います。

少なくとも学校内での感染を防ぐためには、予防的観点が重要であり、そのためには、教職員との協議の下、県立学校の全ての児童生徒及び教職員を対象にPCR検査を定期的に行うことが必要と考えますが、県の見解をお答えください。

次に、児童クラブにおける感染防止対策について伺います。

児童クラブについては、これまで、放課後や学校が長期休みの日などに子供たちを受け入れています。こうした中で、多くの児童クラブの施設は狭隘であることから、常に密の状態で開催されていると聞いております。

そこで伺います。

県は、こうした現場の状況を把握しておられるのか、お答えください。

また、これが事実であれば、現状の改善が早急に必要であると考えますが、県の見解と具体的対策についてお答えください。

続いて、コロナ禍における学生や生活困窮者に対する支援について伺います。

主に学生への生活支援を行う市民団体食材もってけ市実行委員会は、昨年からこれまで、六回の食材や生活物資の支援を行ってきています。

その中で取られたアンケートによれば、一日三食を摂取することができない学生がほとんど

を占め、中には、一日一食で五日間過ごしていた学生もいることが分かりました。こうした背景には、これまで高い学費や生活費を捻出するためのアルバイト収入が、コロナ禍の下で極端に減収となったことがあり、その結果、衣食住を切り詰めざるを得ない状況が続いています。これは、憲法第二十五条に照らしても問題であると思われることから、県として何らかの支援を行うことが必要と考えます。

しかしながら、この間の県との懇談により、県には、こうした学生の実態を把握し、具体的な支援を行う担当窓口が明確には配置されていないことが明らかとなりました。

そこで伺います。

コロナ禍における学生のこうした状況を踏まえ、県として、学生の支援を行う担当窓口を配置し、具体的支援を早急に行うべきと考えますが、県の見解をお答えください。

また、県立短大で学ぶ学生についても同様の実態が懸念されるようです。したがって、県として早急に調査を行っていただき、学費減免の拡大など必要な支援を行っていただきたいと考えますが、県の見解をお答えください。

さらに、食材もってけ市には、学生だけでなく、独り親世帯の方、就労困難な障害者の方、高齢単身者などの利用もあり、生活困窮者が幅広く存在する実態が改めて浮き彫りとなりました。

そこで伺います。

こうした状況を踏まえ、市町村と協力し実態を把握していただくとともに、具体的な支援について県として何ができるか検討し、実行していただくべきと考えますが、県の見解をお答えください。

続いて、営業自粛の協力が得られない飲食店に対する県の対応について伺います。

本県においては、県内の飲食店に対する時短要請が全県的に継続しています。中でも、鹿児島市、霧島市、始良市においては、飲食店に対してお酒の提供を行わないよう要請し、ほとんどの店舗が要請に応じていますが、要請に応じない鹿児島市の八店舗について、先日、店名が公表され、それに加えて、今後、過料を科すことを検討しているとのことでした。

そこで伺います。

県としては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置として行っているものと考えますが、何ゆえ、過料を科せられても営業を続けようとする店舗があると考えておられるのか、県の見解をお答えください。

また、協力をもらえない店舗に過料を科すことについてはやめるべきと考えますが、県の見解をお答えください。

以上をもちまして、一回目の質問とさせていただきます。

○教育長(東條広光君)新型コロナウイルス感染防止対策についてのお尋ねのうち、学校におけるPCR検査の実施についてであります。

学校における新型コロナウイルス感染防止対策については、文部科学省の衛生管理マニュアルに基づき、三密の回避、マスクの着用、手洗いの徹底などを行っております。

また、発熱等の風邪の症状がある児童生徒に対しては、登校せずに自宅で休養するよう指導するとともに、登校後に体調に変調を来した場合は、保護者に連絡の上、速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促しております。

県では、PCR検査については、濃厚接触者に関する行政検査以外には、本県への感染の流入やまん延を防止するために、感染リスクが高い場면을捉え、必要な時期に絞って実施しているところでもあります。

提案のあった、県立学校の全ての児童生徒及び教職員に対し、感染状況にかかわらず一律・定期的にPCR検査を実施することは、現在のところ考えておりません。

○子育て・高齢者支援総括監(吉見昭文君)放課後児童クラブの現場の状況の把握とその対策等についてでございます。

放課後児童クラブの現場の現状を把握するため、市町村を通じて今月一日時点で抽出調査を実施いたしましたところ、施設の利用定員に対する利用者数の割合は、約七六%でございました。

放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、石けんを用いた流水による手洗いや定期的な換気といった一般的な感染症対策、児童・職員の健康管理に加えまして、児童の密集性を回避するため一定のスペースを確保することが必要であることなどから、国は、学校教育に支障が生じない限り、学校の余裕教室などの積極的な活用を一層推進することを求めています。

県といたしましても、このような取組を推進するため、市町村教育委員会と市町村福祉部局が連携し、現状等を情報共有するとともに、放課後児童クラブによる学校施設の活用促進について協議を行い、地域の実情に応じた対応が図られるよう依頼したところでございます。

県といたしましては、引き続き市町村において、教育委員会と福祉部局の連携が図られるよう助言してまいりたいと考えております。

○くらし保健福祉部長(谷口浩一君)生活に困窮する学生への支援についてであります。

県では、生活に困窮する県民の方々を支援するため、福祉事務所設置市町村を含む県内三十三の自立相談支援機関が相談窓口を設置し、包括的な支援を実施しております。

このうち、九つは県が設置するくらし・しごとサポートセンターであり、専門の相談員が学生を含む生活困窮者から多様な相談を受け、生活福祉資金の特例貸付けや住居確保給付金の申請手続等の支援を行いますとともに、必要な支援の内容に応じて関係機関を案内するなど、一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応を行っております。

なお、今般、くらし・しごとサポートセンターを含む支援機関においては、人員体制や環境の整備など、さらなる機能強化を図ったところであります。

次に、生活困窮者へのさらなる支援についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活困窮者自立相談支援機関での相談者の変化に関し、厚生労働省の調査では、「独り親家庭・貧困世帯の子供に関する課題が顕在化した」が約五割、「高齢困窮者からの相談が増えた」が約六割となっており、様々な属性の方が生活に困窮していると認識しております。

自立相談支援機関においては、このような生活困窮者に生活福祉資金の特例貸付けや住居確保給付金などの支援制度を御活用いただいております。特例貸付けの受付及び給付金の再支給が可能な期間は十一月末まで延長されております。

また、独り親世帯以外も含め、低所得の子育て世帯に対しては、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しているところであります。

県としては、引き続き、市町村とも連携しつつ、生活困窮者に対し、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

続いて、時短要請の協力が得られない飲食店に対する対応についてであります。

県におきましては、まん延防止等重点措置区域の飲食店のうち、これまでに、正当な理由なく

要請に応じていただけない十五店舗に対して、営業時間変更の命令を行い、その旨を公表し、現在、十三店舗がまだ命令に応じていただけないところであります。

県としてはこれまで、繰り返し店舗を訪問し、丁寧な説明に努めてまいりましたが、多くの飲食店が営業時間短縮の要請に応じていただいている中で、命令に応じていただけない店舗があることは、感染拡大防止を徹底する観点から大変残念なことであると考えております。

県としては、営業時間変更を命令してもなお、営業時間の短縮に応じていただけない店舗については、今後、やむを得ず過料を科すための手続を行うことを考えております。

県民一丸となってこのコロナ禍を乗り越えていくためにも、飲食店の皆様には営業時間短縮要請に応じていただきたいと考えております。

○総務部長(山本 周君) 県立短期大学の学生への支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、経済的理由により学生が修学を断念することがないように支えていくことが重要であると考えております。

県立短期大学におきましては、授業料の減免について、前年の所得が基準を満たす場合に加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う家計急変により当年の所得見込みが基準を満たす場合も対象としており、今年度前期は、全学生の一八％に当たります百十八人が減免を受けているところでございます。

また、日本学生支援機構などが実施する奨学金制度に加えまして、各種の生活支援策についても周知を行っており、奨学金に関しましては、今年度は全学生の約六割が奨学生として採用されている状況でございます。

さらに、授業料の期限内納付が困難な学生について納付期限の延長を行いますなど、学生の個別の様々な相談にも丁寧に応じているところでございます。

引き続き、各種支援制度の周知を図りつつ、学生の相談に丁寧に対応するなど、支援に努めてまいりたいと考えております。

○たいら行雄君 自席から再質問させていただきます。

営業自粛の協力が得られない飲食店に対する県の対応についてです。

私は先日、この協力が得られない店舗について、私も事情聴取といいますか、事情を聴きに行ってまいりました。

その際、様々な状況があるということがよく分かりました。県としてはこれまで、その店舗に都合五回足を運んでいらっしゃるようですけれども、回数としては五回ありますが、内容としては、その店舗の方々がどのように思っているかというのを細かく聞いていただけなかったというのが、その店舗の方は非常に不満を抱えていらっしゃいました。

実はこの方につきましては、以前、協力されておりましたけれども、どうしても協力金ではなかなか運営が厳しかったこと、そしてまた、支給までに一か月ほどかかったというような事例等があって、資金繰りがどうしてもうまくいかなかったということで、やむなく今回、このような形で協力ができないという判断になったようなんですけれども、それに加えて、もう一つ重要だと思われたのが、この方は、天文館の灯を消したくないという思いが非常に強いとおっしゃっていて、私もその面に関しましては非常に同感できたところで、一旦、灯を消しますと、どうしてもお客さんがまた戻るのに時間がかかるのではないかという危惧もあるというようなところ等を伺いました。

それに、三回目の訪問のときに警察の方も同行されたようです。不測の事態に備えてという

ことかもしれませんが、それに関してやはりすごい威圧感を、プレッシャーを感じたということでした。

この新型コロナウイルス、営業される方、されない方、それぞれありますが、皆さん被害者だという状況からいきますと、どうしても、この方の場合も含めてですけれども、過料を科すということに関しましてはぜひともお考えいただきたい、考え直していただきたいと考えておりますが、知事の御見解はいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○知事(塩田康一君)今いろいろと経緯のお話がありましたけれども、県としても、弁明書の提出ということもお願いして、そういったことについてはお伺いした上で、今回の命令の措置を判断したところでございます。

また、過去においては応じていただいたけれども、今回、応じていただけない理由の一つとして、一か月ほどかかったということについては、今回は、先渡し給付ということで早期の給付も県としてはしているところでございますし、また、警察の件につきましては、様々なバックグラウンドをお持ちのところもあるということも聞いておりますので、職員の安全という観点からも警察の方に同行していただいておりますが、決して威圧するとかいうつもりではなかったということでございます。

あと、天文館の灯を消したくないという思い、それは、天文館という地域、鹿児島市の中心街に対する思いということとは理解いたしますけれども、今回は県民一丸となってコロナ禍を乗り越えようと、そういう思いで皆さん頑張っているところでございますので、できるだけコロナ禍を早く終息させるというほうを優先して、応じていただければ大変ありがたいと考えております。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 それぞれ御答弁頂きました。

子供たちへの感染はもとより、家庭内への感染拡大を防ぐためにも、様々な角度から学校内での感染対策を行っていただくよう要望いたします。

また、児童クラブの三密対策は急務と考えるので、早急に改善を図っていただくよう要望します。

コロナ禍の下、県内で学ぶ学生の生活支援は急務です。ぜひとも早急に具体的支援を行っていただくよう、改めて強く要望いたします。

繰り返しになりますが、県として飲食店に対するこれ以上の制裁につきましては、何とか思いとどまっていただくよう切に要望し、次の質問に移ります。

次に、川内原発の二十年延長運転問題について伺います。

まず、二十年延長運転に対する塩田知事の考えについてです。

川内原発一号機は、あと二年十か月、二号機は、あと四年二か月で寿命の四十年を迎えることから、知事が二十年延長運転を認めるかどうか県民の多くが注目しています。

この川内原発について、今年五月に地方紙が行った世論調査によれば、四十年を超える運転延長に「反対」が五九%、昨年より五ポイント増で、「賛成」の三五%を大きく上回っており、県民の過半数が二十年延長運転に反対していることが明らかとなりました。つまり、福島第一原発事故から十年経過した現在においても、県民の多くが、できるだけ早い時期に原発のない社会が訪れることを望んでいるのです。

こうした中、現時点において知事は、二十年延長運転について明確な意思表示をされていな

いことから、県民の不安も大きくなってきています。

そこで伺います。

このような点を踏まえ、川内原発の二十年延長運転に対する知事のお考えをお答えください。次に、マニフェストの実施について伺います。

知事は、昨年の県知事選で示されたマニフェストにおいて、県専門委員会のメンバーを見直し、科学的検証を徹底的に行うことと併せて、県民投票を行うことを明記され、川内原発の二十年延長運転について慎重に対応することを県民と約束されました。

しかしながら、四十年を目前にした現時点においても、県民との約束は守られておらず、県民の不安は高まってきています。

そこで伺います。

知事におかれては、こうした状況を踏まえ、マニフェストに記されたこれらの二点について、そもそも実行される意思があるかどうか、明確にお答えください。

続いて、馬毛島への米軍FCLP施設及び自衛隊基地建設問題について伺います。

まず、FCLP及び基地建設に対する知事の考え方についてです。

二〇一一年六月の日米安全保障協議委員会「2プラス2」の共同文書に、米空母艦載機陸上離着陸訓練施設「FCLP」の移転候補地として馬毛島が明記されました。その後、政府は二〇一九年十一月以降、評価額のおよそ三・六倍の約百六十億円で馬毛島のほとんどを買い取りました。そして今、地元住民から、宝の島として大切にされてきた馬毛島に、米軍FCLP施設と大規模な自衛隊基地が建設されようとしています。しかし、これは地元の頭越しに決められたものであるとともに、馬毛島の土地は、当時の地権者により違法開発されたものであり、このような問題のある土地を巨額の税金を使って購入すること自体、断じて許されません。

こうした中、基地建設を強引に進めようとする防衛省によって、種子島の住民が分断され、これまで平和で安全に暮らしてきた住民の日常生活が将来にわたって脅かされようとしています。

こうした状況を生み出したのは、もちろん防衛省であることは言うまでもありませんが、知事の責任も免れるものではありません。その理由は、今年一月に行われた西之表市長選挙によって地元住民の民意が示されたにもかかわらず、それを厳粛に受け止めることなく、防衛省からの要請を知事が受け入れたことによって、ボーリング調査や環境アセスなど、基地建設の準備が着々と進められているからです。

そこで伺います。

知事は、改めて西之表市長選挙で示された民意を重く受け止め、防衛省に対し、馬毛島へのFCLP施設移転及び自衛隊基地建設の白紙撤回を求めるべきと考えますが、知事の見解をお答えください。

次に、環境影響評価方法書への知事意見について伺います。

県は、防衛省が示した環境影響評価方法書への知事意見の中で、関係の市町や地域住民の意見に十分配慮するよう求めるとともに、大気や水環境、土壌環境や景観などに対する影響に加え、動植物、生態系に対する影響についても、より詳細に調査し評価するよう求めています。

中でも、マゲシカに係る環境保全措置について、ゾーニング等の複数の措置案を検討することにより、個体群への影響を回避または低減することを求めています。

そこで伺います。

果たして、馬毛島に基地が建設された暁には、マゲシカは生存することができるか甚だ疑問であることから、この問題について、県はどのようにイメージしておられるのか、県の見解をお

教えてください。

続いて、地元住民への丁寧な説明について伺います。

防衛省は、港湾施設のイメージ図について、アセスの方法書に対する知事意見を提出した七月二十九日から間もない八月六日に発表しました。このことに対して地元の八板俊輔西之表市長は、市民の混乱を招きかねないとコメントし、基地誘致に賛成の立場の中種子、南種子の担当者も、なぜ今なのかと疑問を投げかけたことが地元紙で報道されました。

これまで知事及び地元自治体は、防衛省に対し繰り返し、丁寧な説明を求めてこられたにもかかわらず、このような対応は信頼関係を損ねる極めて重大な問題であると思われることから、知事は、防衛省に対して遺憾表明などの声を上げるべきと考えます。

これに対して知事は、ただのイメージ図と問題視していらっしやらない様子ですが、こうした知事の態度そのものも問題であると考えます。

そこで伺います。

これらの問題について、知事の見解をお答えください。

さらに、県は、七月時点で防衛省から公表の事前連絡を受けていたとのことですが、地元には知らせなかったのはなぜなのか、説明を求めます。

次は、西之表市職員の馬毛島への立入りを認めない問題についてです。

西之表市では、馬毛島の活用策を検討し、二〇二一年度の活動案を防衛省に提出し、協力を求めていると聞いていますが、調査のための馬毛島への立入りについて、七月三十日時点で国が立入りを認めず、「馬毛島活用計画が暗礁に乗り上げている」と地元紙が報道しました。

そこで伺います。

今でも西之表市が所有する馬毛島の土地や建造物、市管理の道路があるにもかかわらず、地権者の立入りを認めないこのような防衛省の対応は明らかに問題であると考えますが、県の見解をお答えください。

さらに、地元西之表市の意向を尊重し、島への立入りを認めるよう県として防衛省に働きかけるべきと考えますが、県の見解をお答えください。

以上をもって、二回目の質問とさせていただきます。

[知事塩田康一君登壇]

○知事(塩田康一君)まず、原子力発電所の二十年延長運転に対する見解についてでございます。

原子力発電所の運転期間につきましては、原子炉等規制法で四十年とされており、国の原子力規制委員会が認めた場合、一回に限って二十年まで延長することが認められております。

川内原発について、九州電力が運転期間延長の認可申請を行う場合には、原則四十年との認識の下、特例的な取扱いの可否について、原子力政策に批判的な学識経験者を含む形で、県の原子力安全・避難計画等防災専門委員会の委員構成を見直した上で、特別点検の結果や原子炉等の劣化状況の評価、原子力規制委員会における審査の状況等について、九州電力に説明を求め、科学的・技術的検証を徹底的に行い、九州電力及び原子力規制委員会に対し、厳正な対応を要請してまいりたいと考えております。

次に、県民投票の実施についてでございますが、私は、マニフェストにおいて、「川内原発一号機・二号機の二十年延長については、必要に応じて県民の意向を把握するため、県民投票を実施する」としているところであります。

県民投票につきましては、専門委員会の意見が集約されない場合において、県民の意向を

把握するために、公聴会やアンケート調査、パブリックコメント等の他の手段より適切であると判断した場合が想定される場所であり、今後、様々な観点から検討を行い、総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、馬毛島における自衛隊施設の整備等に対する見解についてでございます。

馬毛島における自衛隊施設の整備等については、これまで、住民や関係自治体などから、騒音による周辺環境への影響や、漁業への影響などを懸念する意見が出ているところであります。

県としては、今後、国により、環境影響評価等が行われ、住民の皆様方が適切に判断できる材料が示されると考えており、その時期や内容を見極める必要があると考えております。

今後とも、関係自治体の首長と意見交換を行い、その内容を国にお伝えするとともに、国による説明や地元の意見をお聞きした上で、県としての考え方を整理し、対応を検討してまいりたいと考えております。

○危機管理防災局長(橋口秀仁君)川内原発の二十年延長に関するお尋ねのうち、専門委員会の委員構成の見直しについてでございます。

専門委員会の委員構成の見直しについては、九州電力における特別点検の実施の時期など今後の運転延長に関する動向を踏まえながら、しっかりと対応できるよう、現在、原子力発電所の運転延長に関する科学的・技術的な検証に必要な専門分野における学識経験者について、関係学会や国及び他県の原子力関係委員会の委員等への就任状況、当該委員会等における発言内容、研究内容等を踏まえながら、検討を進めているところであります。

○環境林務部長(松下 正君)馬毛島のニホンジカの環境保全措置についてでございます。

環境影響評価方法書に対する知事意見においては、関係市町長や住民等の意見、県環境影響評価専門委員の意見を勘案し、「専門家の助言を受けながら、ニホンジカの個体群の規模、構成、動向、森林や草地等の生息環境や利用状況の把握などについて、適切に調査、予測及び評価を行うこと」や「対象事業実施区域内を含め、ゾーニング等の複数の措置案を検討することにより、ニホンジカの個体群への影響を回避または低減すること」と国に述べたところであります。

馬毛島のニホンジカの個体群に対する影響については、これらの意見を踏まえ、事業者である国において、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測・評価を実施し、環境保全措置の検討を行っていただきたいと考えております。

○総合政策部長(前田洋一君)馬毛島への自衛隊施設の整備に関しまして、まず、港湾施設の配置のイメージ図についてであります。

国による住民説明会におきましては、港湾施設の配置等に関する多くの質問があったと聞いており、また、環境影響評価方法書に対する住民等の意見などにおきましても、同様に、港湾施設の配置等に関するものが確認されたところです。

国は、これらを踏まえ、港湾施設の整備が住民の皆様方の関心の高い分野であることから、地元への情報提供の一環として、港湾施設の配置のイメージ図について、今後、変更される可能性があるものの、現時点におけるイメージとして示したと聞いております。

次に、地元への情報提供についてであります。

国からは、港湾施設の配置のイメージにつきまして、公表する意向があることは聞いておりましたが、公表する際には、改めて県及び関係市町にも情報提供を行うとのことであったことから、

関係市町への情報提供は行わなかったところであります。

西之表市の馬毛島への立入りについてであります。

西之表市の馬毛島への立入りにつきましては、現在、西之表市が、史跡の現地調査や馬毛島体験活動等の実施について、国に協力の依頼をしているところであります。

一方、国は、国有地として適切に管理する必要がある、原則として立入りができるものではないが、活動の目的や内容、財産管理に影響がないこと、立入り者の安全確保等が確認できれば、職員を同行させ、例外的に立入りを認める場合があるとしております。

このようなことから、引き続き、西之表市が、国が求める確認事項等について協議していくものと考えております。

○たいら行雄君 自席から知事に質問いたします。

川内原発の二十年延長につきまして、今、学識経験者の方の選定を行っているということでしたが、私が昨年十月に出しました学識経験者のリストについても同じくその選定に加えていただいているのでしょうか。

○知事(塩田康一君)はい、たいら議員から頂いたリストに掲載されていらっしゃる方々の専門分野あるいは見識、内容等も踏まえ、その辺も含めてしっかり検討しております。

○たいら行雄君 ありがとうございます。ぜひよろしく願います。

あと、馬毛島のマゲシカへの影響についてお尋ねしますが、島全体が基地化してしまうと、マゲシカの生存は基本的には難しいと考えるんですけれども、もし仮に生存が難しいという判断が出てきた場合には、この計画そのものもストップさせるという考えが県としてあるかどうか、お聞かせください。

○環境林務部長(松下 正君)先ほども述べましたとおり、馬毛島のニホンジカの個体群に対する影響については、事業者である国において、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測・評価を実施し、環境保全措置の検討を行っていただきたいと考えております。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 それぞれ御答弁頂きました。

川内原発の二十年延長運転については、県専門委員会の委員の選定を急いでいただくとともに、経年劣化だけでなく、少なくとも地震、火山、核廃棄物問題についても議題として取り扱っていただき、時間を十分にかけて科学的検証を行っていただくよう強く要望します。

馬毛島問題については、改めて、地元を代表する西之表市長や市民の声を真摯に受け止めていただき、将来に禍根を残さない判断を切に要望します。

また、西之表市職員が馬毛島へ立ち入れるよう県として防衛省に働きかけていただくよう改めて要望し、次の質問に移ります。

なお、今年七月及び八月の豪雨災害についての質問は、時間の関係で要望に代えさせていただきます。

続いては、本県における再生可能エネルギーの問題と県の果たすべき役割について伺います。

まず、本県において計画されている再エネ施設の建設問題についてお聞きします。

本県において、再生可能エネルギー施設の建設計画が大規模かつ急激に進められつつありますが、環境破壊につながることで、大規模災害が懸念されること、人体への健康被害が心配されることなどにより、地元住民から強い反対の声が上がっています。

こうした中、今年七月の豪雨により、霧島市のメガソーラー建設予定地では、大規模な土砂災害が発生し、住家や農地への被害が発生しました。

また、紫尾山系への巨大風力発電建設計画地においても、多くの場所で土砂崩れが発生し、至るところで道路が寸断されるなど、大規模な被害が発生しました。

このような状況の下において、もしこのまま建設が進むようであれば、さらに大きな災害につながることは必至と考えます。

さらに、吹上浜沖の巨大洋上風力発電計画についても、漁業や人体などへの影響に加え、景観も損なわれることから、地元住民から強い反対の声が上がっています。

知事は、今議会冒頭での提案理由説明において、「地産地消型再生可能エネルギーの導入促進」を表明しておられますが、環境に大きな負荷がかかるこれらのメガソーラーや巨大風力発電などについては、地産地消型再生可能エネルギーにそぐわないのではないかと考えます。

そこで伺います。

知事が考える地産地消型再生可能エネルギーとはいかなるものか、知事の見解をお答えください。

あわせて、県内で計画されているこれらの大規模発電施設計画については、地産地消型とは対極にあるものと考えますが、知事の見解をお答えください。

次に、再生可能エネルギー推進に向けての県の果たすべき役割について伺います。

日本共産党中央委員会は今月一日、気候危機を打開する二〇三〇戦略を発表し、低過ぎる政府のCO2削減目標、原発、火力発電に依存する菅政権の気候危機対策の問題点を指摘し、省エネと再エネを組み合わせることで、二〇三〇年までにCO2を五〇から六〇%削減できると提起しました。

その中において、再エネ導入の最大の障害となっているのが、メガソーラーや大型風力発電のための乱開発であり、森林破壊や土砂崩れ、住環境の悪化や健康被害の危険を広げていることであるとし、環境を守り乱開発を規制するために、環境保全地区と建設可能地区を明確にしたゾーニングを住民参加・合意の下で行うことに併せて、森林法改正や自治体の環境保護条例の制定などを提起しています。

そこで伺います。

本県においても、既に建設予定地で土砂崩れなどが起こっている現状の下で、環境を守りながら再生可能エネルギーの推進を図っていく上において、県の果たすべき役割は大きいものがあると考えますが、県の認識をお答えください。

あわせて、環境保全地区と建設可能地区を明確にした、住民合意に基づくゾーニングの必要性についての見解もお答えください。

以上をもって、三回目の質問とさせていただきます。

○地域政策総括監(房村正博君)初めに、地産地消型再生可能エネルギーについてでございます。

地産地消型再生可能エネルギーにつきましても、森林、畜産、温泉など、本県の恵まれた多様で豊かな地域の資源をエネルギー源として、地域で有効活用することにより、エネルギーの

自給率向上や雇用創出、地域の活性化等につながるものであると考えております。

このため、県におきましては、市町村などと連携し、蓄電池の活用を含めたエネルギーを地産地消するまちづくりの促進、県立奄美高校に蓄電池を併設した太陽光発電設備のモデル的な導入、民間事業者等が燃料電池自動車や蓄電池等の自立・分散型エネルギー設備の導入を行う際の支援などに取り組んでいるところでございます。

県といたしましては、引き続き、このような取組を通じ、市町村などと連携し、地産地消型再生可能エネルギーの導入促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、県内における大規模発電施設計画についてでございます。

再生可能エネルギーにつきましては、先日公表された第六次エネルギー基本計画案において、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて、主力電源として最大限の導入に取り組むとされていますが、安全面、防災面等に対する地域の懸念が高まっているという事実もあることから、地域と共生を図りながら導入を進めていくことも示されております。

県内でも、大規模発電施設の計画について、景観や自然環境、防災面等に対する地域の懸念があることは承知しております。

県におきましては、大規模発電施設を含め、再生可能エネルギーの導入に当たって、地元の理解などが重要であり、自然環境へ配慮しつつ、地域との共生を図っていく必要があると考えております。

再生可能エネルギーの導入促進における県の役割についてでございます。

再生可能エネルギーの導入につきましては、防災・環境上の懸念等をめぐり事業者と地域住民との関係が悪化するなどの問題が顕在化したことなどから、国は、平成二十九年四月、再生可能エネルギー発電事業計画の認定制度を創設し、事業者に対し、国が指導・助言や改善命令、認定取消しを行うことができるとしたところでございます。

県におきましては、エネルギーの自給率向上や雇用創出、地域活性化につながる再生可能エネルギーの導入を促進する必要があると考えております。

このためには、地元の理解などが重要であることから、環境影響評価の実施に当たっては、地域住民等に対し、積極的に情報公開や説明を行うことなどの意見を述べているほか、森林法などの個別法令や県土地利用対策要綱に基づき、防災面を中心とした指導・助言を行っているところでございます。

県といたしましては、今後とも、法令に基づく指導・助言を適切に行うとともに、国による事業計画認定制度の厳格な運用を求めるなど、再生可能エネルギーの適正な事業実施が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、メガソーラーや大型風力発電建設地のゾーニングについてでございます。

御質問にありました、気候危機を打開する二〇三〇戦略において、再生可能エネルギーの普及に当たり、自治体が住民の参加・合意の下で、環境保全地区と建設可能地区を明確にしたゾーニングを行う必要性などが提起されていることは承知しております。

再生可能エネルギーのゾーニングにつきましては、本年五月に地球温暖化対策推進法が改正され、市町村は、実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策の実施目標や再エネの促進区域を定めるよう努めることとされたところであり、計画を策定する際は、住民やその他利害関係者等の意見を聴取することとなっております。

また、促進区域は、環境保全に支障を及ぼすおそれがない区域で設定できることとなっております。また、今後国において、設定に関する基準等が示されることとなっております。

県といたしましては、国が策定する基準等の検討状況を注視しながら、必要な対応を検討して

まいりたいと考えております。

○たいら行雄君 自席から再質問させていただきます。

まず、再生可能エネルギーの推進に向けての県の果たすべき役割について伺います。

実は、今回佐賀県の九月議会の中で、同じ問題が取り上げられています。

佐賀県の巨大風力発電の問題については、環境を本当に著しく破壊するというような状況等から、地元住民の方々からの反対がこれまでも上がってきておりました。そしてその中で、我が党の井上議員が質問しておりますけれども、この問題について県としてどのように考えているのかと伺ったところ、唐津市の七山風力発電所というところの計画について県は、保安林の指定解除は、解除要件に合致しないということで、現状では開発困難であるというふうなことを議会の中で答弁されております。

私は、これがやはり住民の声を反映した県のあるべき姿ではないかなと考えております。鹿児島県としても、ぜひ参考にさせていただく必要があるかと思っております。

そうした中で、皆様方にお配りしている資料について御覧いただきたいと思っております。

お手元にお配りしていますが、資料一は、霧島市隼人町の嘉例川の太陽光発電建設計画地ですけれども、このような形で今、建設が進められています。この右下のところにあります、今回の七月の豪雨で人家や畑への被害が報告されております。

一枚めくっていただいて、資料二について、もともとこの建設予定地は、御覧いただきますと分かるように、真ん中についている丸、これが人家に被害が及んだところなんです、そのすぐ上にあります二一八一五〇〇五という土地が、今お示しましたメガソーラーを建設しているといえますか、造っている場所になるんです。

ですから、そのような場所、この青い色ですけれども、ここは県が示した崩壊土砂流出危険地区なんです。もともとそういうふう指定されているんですが、ここにメガソーラーを開発している業者が、ずさんな工事もされているのが分かりました。調整池をつくる前に工事を進めたものですから、土砂が流れ出したというような状況でした。

ですから、こういうところに基本的にはやはり造っちゃいけないんじゃないかと私は思いますが、こういうところもきちんと県も判断していただきたいと思っております。次の資料三につきましては、紫尾山系における今年七月、八月の豪雨による被害状況ですけれども、これは前回、私は、三月議会でもお示しましたが、この紫尾山系の土壌というのは非常にもろくて、今回、紫尾山系は史上最高の降雨量を記録したというふうにも報道されていると思っておりますが、このように、大規模に崩落した林道あるいは、至るところで林道の土砂崩れあるいは急傾斜地の崩落というのが実際に起こりました。私も現場を見て本当に心が痛む思いでした。こういうところはやはり建設にはそぐわないのではないかと思います。

ここはこれから先、機材を持ち込むための道路を造らないといけなくなりますが、そのための、掘削して、山を削ったりあるいは道路を造るためには土砂が大量に出ます。今、説明では、三十二万八千七百平米の土砂が出るということで、これは面積でいきますと東京ドーム七個分の土砂が出る。そして、この紫尾山系の七か所にその土砂を捨てるという計画になっています。

思い出していただければ、熱海での盛土の崩落事故がありましたけれども、まさにそのようなことがこの紫尾山系でも起こるのではないかと心配がありますし、そしてまた、ここは重要な水源地でもあります。ですから、そういう意味ではぜひお考えいただきたいと思っております。

それから、この資料四につきましては、イメージ図です。吹上浜に百二基の風力発電ができた場合には、このようなイメージになるというイメージ図ですけれども、やはり私は、景観を壊す

のではないかと感じてなりません。

このような状況を踏まえて、ぜひ知事に、今の申し上げたようなところにつきましては、環境としてやはり問題ではないかと伺いますけれども、知事としてはいかがが御判断されますでしょうか。

○知事(塩田康一君)再生可能エネルギーの促進というのは大変重要な課題であると思っておりますが、一方で、自然環境への配慮あるいは地域との共生、そういったことも非常に大事な視点だと思っておりますので、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

○たいら行雄君 地元の方々は本当に、このようなところに建設していいのかというのが再三にわたって、県のほうにも恐らくその声は届いていると思っております。もし、一たびできてしまった場合には取り返しがつかない状況になるということも考えられる状況であるのは事実だと思っております。

そういう状況等もありますので、ぜひともこれについては再考いただきたいと思えます。

それからもう一つ、資料五を御覧いただきたいと思えます。

太陽光発電設備の規制に関する条例制定の自治体ですけれども、私、先ほども述べましたが、太陽光発電につきましては、その規制に関していろいろと条例が必要ではないかというふうなことを申し述べさせていただきました。実際にこれは七月二十九日現在におきまして、全国で四つの都道府県が制定されており、あと百五十二の市町村が制定されているという状況になっております。残念ながら鹿児島県はまだございません。

この鹿児島県、やはり世界自然遺産も二つ有するということで、本当に自然豊かな土地であるということからしてみましても、その環境を守るということは非常に大切かと思えます。

市町村に先んじて、私は、太陽光発電並びにそれに類する巨大な風力発電建設計画等に関しましては、県のほうでぜひとも、それを規制する条例がやはり必要ではないかと思うことから、ぜひとも県の見解を再度お答えいただきたいと思えます。

○地域政策総括監(房村正博君)太陽光発電設備の規制に関する条例のお話がございました。

県において、具体的に条例の検討等は行っておりませんが、事業者が再生可能エネルギー施設の計画を進めるに当たりましては、答弁でも申し上げましたが、設置する場所や施設の規模に応じて、森林法など個別法令の要件あるいは基準等を満たす必要がございます。

県としては、一義的には、今後とも、こうした法令に基づいて個々の計画を適正に判断するとともに、指導・助言を適切に行うなど、再生可能エネルギーの適正な事業実施が図られるように努めてまいりたいと考えています。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 それぞれ御答弁頂きました。

近年、大きな問題となっている気候危機を打開するためには、CO2削減のための再エネの推進は必要不可欠と考えます。しかし、環境破壊や人体への悪影響があるような計画については認められません。今、本県において進められているメガソーラーや巨大風力発電などは、まさしくそれに該当するものだと考えます。

県としては、持続可能な社会の実現に向けて、真に環境に優しい再生可能エネルギーの導入に向けて努めていただくよう強く要望いたします。

河川の氾濫を防ぐための重要な対策として寄洲の除去は欠かせません。毎年豪雨災害が続いている現状において、今後はテンポを上げて除去作業が進むよう、予算の増額も含めて対応されることを要望します。

さて、去る九月三日、菅首相は、次期総裁選への出馬を断念し、突然政権を投げ出してしまいました。

わずか一年前、菅首相は、安倍政権の継承を看板に政権を引き継いだものの、沖縄の辺野古基地建設の強行、違憲・違法な日本学術会議への人事介入など、強権政治の限りを尽くしてきた結果、多くの国民から批判を浴びてきました。

そして、コロナ対応においても無為無策と逆行を続け、感染爆発と医療崩壊を招いたことにより、もうこんな政治はごめんだという国民の世論と運動に追い詰められ、破綻を招きました。

今、次の首相を選出するための自民党総裁選が行われていますが、派閥によって選出される新総裁に新しい政治を期待できるものではありません。

当然のことながら、国政と県政は密接につながっており、県民生活を向上させるためには、まずは国政を刷新し、国民本位の政治を実現することが求められます。

そのためにも、日本共産党県議団は、来る総選挙において市民と野党の共闘の勝利によって政権交代を実現し、新しい政治を生み出すために全力を挙げて闘い抜く決意を表明いたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症の脅威が終息し、希望に満ちた新たなコロナ後の社会が一刻も早く訪れることを心から祈りながら、日本共産党県議団としての私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)